

R8 徳土 冷田川他 徳・八万他 樋門点検業務 特記仕様書

(仕様書の適用)

第1条 本業務は、本仕様書に基づき実施しなければならない。なお、本仕様書に定めのない事項については、次の各共通仕様書に基づき実施しなければならない。

- ・徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月
- ・機械工事共通仕様書(案) (国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室)
- ・電気通信設備工事共通仕様書 (国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものを適用する。なお、業務途中で改定された場合は、この限りでない。

(一般事項)

第2条 揚排水ポンプ設備の点検・整備にあたっては、関係諸法令及び次の基準・要領等に準拠するものとする。

- ・河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案) (国土交通省)
- ・ゲート点検・整備要領(案) (社団法人ダム・堰施設技術協会)

(現場責任者)

第3条 受注者は、公共施設維持管理業務(除草・せん定等)委託(請負型)契約書第6条第1項に基づき、「現場責任者届」を提出する際に次のものを添付しなければならない。

- (1) 現場責任者と受注者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含まない。

- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(業務工程表)

第4条 受注者は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内(ただし、14日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、設計図書に基づいて業務工程表を所定の様式により作成し、監督員に提出しなければならない。

2 受注者は、契約変更時の残期間が30日未満となる場合、工程に影響がない軽微な数量の増減となる場合の変更工程表について、監督員への提出を省略することができる。ただし、監督員から提出の指示がある場合については、省略することができない。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第5条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(対象施設)

第6条 本業務の対象とする施設は、水門・樋門等一覧表のとおりとする。

(点検要領)

第7条 点検要領は設計図書によるものとするが、特に次の事項に留意して行うものとする。

- 2 点検作業員は、業務について十分な知識と経験を有するものでなければならない。
- 3 点検作業の詳細な計画工程表の作成にあたっては、天候、周辺の用水の使用状況、潮の干満等を調査し、点検時期を決定するものとする。
- 4 点検作業の際は、操作人の立会の上作業を行うものとする。ただし、監督員の承認を得た場合はこの限りではない。
- 5 現場点検業務は出水時期までに作業を終えることとし、他工事との調整等により作業完了が困難な場合は監督員と協議の上、点検順序等を調整するものとする。
- 6 作業中に発見した異常、問題点は随時報告するものとする。
- 7 点検にあたって河川工作物個票を作成し、点検の結果、異常箇所がある場合は原因及び対策を個票に詳しく記入し、修繕に要する費用を算定するものとする。
- 8 点検状況については写真を貼付し、異常箇所がある場合は、部分写真を貼付し、異常の状態が把握できる個票を作成するものとする。
- 9 点検は、外部からの目視による点検及び分解を伴う内部の目視点検のほか、点検用器具（テストハンマー、メガーテスタ、マイクロメーター、シックネスゲージ、塗膜厚計等）を用いて点検し、簡易な給油脂を行った後、管理運転（全開全閉を行う総合操作の機能確認及び調整）を行うものとする。
- 10 点検作業時に塗装がはがれた箇所については、同色のペンキ等で補修するものとする。
- 11 点検作業実施時等、現場作業時には必要に応じて、監督員が立会するものとする。

(事故報告書)

第8条 受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、徳島県の「土木・建築施設の建設工事等に係る事故対応マニュアル(受注者用)」に基づき直ちに監督員に通報するとともに、事故報告様式を監督員に提出しなければならない。

(諸法令の遵守)

第9条 受注者は、当該業務に関する諸法令を遵守し、業務の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用・運用は受注者の責任において行わなければならない。

- 2 点検作業に伴い、生じた廃棄物等については、適切に処理するものとする。

(地域住民等への対応)

第10条 受注者は、業務の実施に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

- 2 受注者は、地元関係者等から業務の履行に関して苦情があり、受注者が対応すべき場合は誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- 3 受注者は、業務の履行上必要な交渉を、自らの責任において行わなければならない。また、交渉に先立ち、監督員に連絡の上、これらの交渉に当たっては誠意をもって対応しなければならない。

（業務時期及び業務時間）

- 第11条 受注者は、設計図書に業務時間が定められている場合で、その時間を変更する必要があるときは、あらかじめ監督員と協議するものとする。
- 2 受注者は、設計図書に業務時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、官公庁の休日又は夜間に作業を行うときは、監督員が指示する様式（事故等発生時連絡者届出書）により、作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

（法定外の労災保険の付保）

- 第12条 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

（点検結果報告）

- 第13条 点検作業の各段階における点検結果をもとに、施設、機器及び設備ごとにとりまとめた報告書を作成するものとする。
- 2 点検箇所一覧表として、施設の番号順に河川名、箇所、施設名称、形状寸法、施設形式・材質、現在の操作委託者、連絡先、前回修繕業者・施行年月日を記入するものとする。
- 3 位置図として、個票に概略図を添付するものとする。この際、紙媒体の場合は、データ化するものとする。
- 4 状況写真として、全景、遠景、扉体、巻き上げ機、分解状況、腐食状況ほか、異常状況が詳しく分かるものを添付するものとする。特に分解時、内部の構造等に不都合が生じている場合は、ピンポール等でその箇所を示した写真を撮影するものとする。貼付した写真にはその説明書きとして、内容等を詳しく明記するものとする。
- 5 不具合箇所及び故障箇所が確認された場合には、不具合の緊急性を順位付けするとともに、修繕・更新する際にどの程度の費用を要するかを不具合箇所ごとに概算見積書を報告書に付するものとする。この際の見積額は実勢価格によるものとし、諸経費を除く直接費とする。
- 6 報告書は、A4版印刷物で作成するものとする。また、報告書一式の電子データをウイルスチェック済みのCD-R等の電子媒体で2部作成するものとする。この際に表計算ソフト等によりデータベースを作成し、とりまとめるものとする。

対象水門・樋門一覧表（河川海岸）

No.	河川・海岸名	水門・樋門等名	所在地	門扉形状		箇所数	点検数	構造等	
				寸法 (H×W)	連数			材質	形式
1	冷田川	冷田川水門	徳島市八万町沖須賀	12.850 × 2.600	2	1	2	ステンレス製	電動RG
2	冷田川	冷田川樋門	徳島市八万町沖須賀	1.000 × 2.600	1	1	1	ステンレス製	手動SG
	冷田川	冷田川樋門	徳島市八万町沖須賀	1.000 × 2.600	1		1	ステンレス製	FG
3	多々羅川	多々羅川排水機場	徳島市新浜本町2丁目	3.500 × 3.600	1	1	1	鋼製	電動RG
4	打樋川	打樋川排水機場	徳島市論田町新開	4.000 × 3.000	1	1	1	鋼製	電動RG
5	新堀川	新堀川排水機場	小松島市小松島町馬場ノ本	2.200 × 2.000	1	1	1	アルミ製	手動RG
6	鍋川	鍋川第1樋門	板野郡北島町中村字中須	2.000 × 2.000	3	1	3	鋼製	電動SG
	鍋川	鍋川第1樋門	板野郡北島町中村字中須	2.000 × 2.000	3		3	鋼製	FG
7	鍋川	鍋川第2樋門	板野郡北島町太郎八須字鍋川	1.450 × 1.600	3	1	3	鋼製	電動SG
	鍋川	鍋川第2樋門	板野郡北島町太郎八須字鍋川	1.550 × 1.500	3		3	鋼製	FG
8	正法寺川	正法寺川樋門	徳島市応神町西真方字前須	3.000 × 2.000	1	1	1	ステンレス製	電動RG
9	正法寺川	神蔵樋門	徳島市応神町西真方字前須	2.000 × 1.000	1	1	1	アルミ製	FG
10	正法寺川	千鳥ヶ浜樋門	板野郡藍住町住吉字逆藤	2.000 × 1.000	1	1	1	アルミ製	FG
11	飯尾川	角ノ瀬堰	徳島市国府町東黒田字角ノ瀬	24.000 × 4.710	1	1	1	ゴム製	ゴム引布製起伏堰
12	田宮川	田宮川樋門	徳島市南矢三町3丁目	4.000 × 2.000	1	1	1	アルミ製	電動RG
13	田宮川	田宮川第1樋門	徳島市北佐古一番町1	2.000 × 1.530	1	1	1	アルミ製	手動RG
14	田宮川	田宮川陸間	徳島市北佐古一番町	1.200 × 3.500	1	1	1	アルミ製	片開戸
15	田宮川	田宮川第3樋門	徳島市佐古七番町8	2.000 × 2.000	1	1	1	アルミ製	手動SG
16	田宮川	田宮川第4樋門	徳島市佐古七番町8	1.000 × 1.500	1	1	1	アルミ製	手動SG
17	田宮川	南田宮樋門	徳島市南田宮4丁目	2.000 × 1.500	1	1	1	アルミ製	手動SG
18	田宮川	矢蔵樋門	徳島市蔵本元町2丁目	1.500 × 1.500	1	1	1	アルミ製	手動SG
19	新町川	佐古川樋門	徳島市西船場町5丁目	2.300 × 2.900	4	1	4	鋼製	電動RG
20	園瀬川	津田樋門	徳島市新浜町1丁目	1.200 × 2.700	2	1	2	鋼製	手動SG
21	園瀬川	昭和第1樋門	徳島市昭和町8丁目	1.600 × 3.100	1	1	1	ステンレス製	電動SG
22	園瀬川	昭和第2樋門	徳島市南昭和町7丁目	0.980 × 1.250	1	1	1	アルミ製	手動SG
23	園瀬川	昭和第3樋門	徳島市南昭和町6丁目	2.500 × 3.700	1	1	1	鋼製	電動SG
24	園瀬川	長谷樋門	徳島市八万町下長谷	2.800 × 2.600	2	1	2	鋼製	電動RG
	園瀬川	長谷樋門	徳島市八万町下長谷	×	2		2	アルミ製	FG
25	園瀬川	新浜陸間	徳島市新浜町1丁目	5.750 × 2.180	2	1	2	アルミ製	片開戸
26	勝浦川	沖野樋門	徳島市飯谷町下沖野	3.400 × 2.310	1	1	1	鋼製	FG
27	打樋川	打樋川第1樋門	徳島市論田町新開	15.000 × 6.000	1	1	1	鋼製	電動RG
28	打樋川	打樋川第2樋門	徳島市大原町籠	3.700 × 1.070	6	1	6	鋼製	電動SG
	打樋川	打樋川第2樋門	徳島市大原町籠	3.700 × 1.200	6		6	アルミ製	FG
29	大松川	大松川樋門	徳島市大松町西奥外	2.000 × 3.100	1	1	1	ステンレス製	手動SG
30	新堀川	新堀川樋門	小松島市小松島町馬場ノ本	8.000 × 4.100	1	1	1	鋼製	電動RG
31	豊ノ本川	豊ノ本川排水機場	小松島市中郷町大瀬町	2.000 × 2.500	1	1	1	アルミ製	電動RG
32	豊ノ本川	豊の本第1樋門	小松島市中郷町大瀬町	12.000 × 3.520	1	1	1	鋼製	電動RG
33	豊ノ本川	豊の本第2樋門	小松島市中郷町大瀬町	2.000 × 2.000	1	1	1	鋼製	電動SG
	豊ノ本川	豊の本第2樋門	小松島市中郷町大瀬町	2.000 × 2.000	1		1	アルミ製	FG
34	神田瀬川	神田瀬川第1樋門	小松島市神田瀬町2-70	1.100 × 1.300	1	1	1	ステンレス製	電動SG
35	神田瀬川	神田瀬川第2樋門	小松島市神田瀬町2-50	0.650 × 0.900	1	1	1	アルミ製	電動SG
36	神田瀬川	神田瀬川第3樋門	小松島市神田瀬町2-50	0.650 × 0.900	1	1	1	ステンレス製	手動SG
37	神田瀬川	大瀬樋門	小松島市神田瀬町10-17	1.000 × 1.250	1	1	1	鋼製	手動SG
38	神田瀬川	菖浦田樋門	小松島市小松島町領田	2.260 × 1.700	2	1	2	鋼製	電動SG
	神田瀬川	菖浦田樋門	小松島市小松島町領田	2.260 × 1.000	1		1	鋼製	電動SG
39	田野川	田野川3号樋門	小松島市田野町赤石北	4.500 × 2.725	1	1	1	鋼製	電動RG
	田野川	田野川3号樋門	小松島市田野町赤石北	4.500 × 2.725	1		1	鋼製	FG
40	天王谷川	天王谷川第1樋門	小松島市田野町高田	2.000 × 1.750	1	1	1	ステンレス製	手動SG
41	天王谷川	天王谷川第2樋門	小松島市田野町高田	3.000 × 1.500	1	1	1	鋼製	手動SG
	天王谷川	天王谷川第2樋門	小松島市田野町高田	3.000 × 1.500	1		1	鋼製	FG
42	天王谷川	天王谷川第5樋門	小松島市田野町高田	1.600 × 1.300	2	1	2	鋼製	手動SG
43	立江川	立江川水門	小松島市赤石町	4.250 × 24.000	2	1	2	ステンレス製	電動RG
44	立江川	立江川排水機場吐出樋門	小松島市赤石町	4.500 × 3.000	1	1	1	ステンレス製	電動RG
45	立江川	立江川第1樋門	小松島市赤石町12-30	1.300 × 0.770	1	1	1	ステンレス製	手動SG
46	立江川	立江川排水機場吐出水櫃ゲート	小松島市赤石町	4.500 × 3.600	1	1	1	ステンレス製	電動RG
	立江川	立江川排水機場吐出水櫃ゲート	小松島市赤石町	4.500 × 3.000	1		1	ステンレス製	マイターG
47	太田川	太田川樋門	小松島市和田島町松田新田	4.000 × 3.500	5	1	5	鋼製	電動SG
	太田川	太田川樋門	小松島市和田島町松田新田	1.750 × 3.300	10		10	ステンレス製	FG
48	多々羅川	多々羅川水門	徳島市新浜町3丁目	19.400 × 3.750	2	1	2	ステンレス製	電動RG
49	多々羅川	多々羅川水門制水ゲート	徳島市新浜町3丁目	3.000 × 4.050	1	1	1	ステンレス製	電動RG
	多々羅川	多々羅川水門制水ゲート	徳島市新浜町3丁目	3.000 × 3.750	1		1	ステンレス製	マイターG
50	打樋川	大原樋門	徳島市大原町中須	21.310 × 2.400	1	1	1	鋼製	電動RG
51	園瀬川	犬山樋門	徳島市八万町犬山	2.400 × 2.100	1	1	1	ステンレス製	電動SG
52	園瀬川	橋北樋門	徳島市八万町橋北	3.000 × 3.500	1	1	1	ステンレス製	電動RG
53	園瀬川	寺山樋門	徳島市八万町寺山	4.200 × 2.100	3	1	3	鋼製	電動RG
54	坂野地区海岸	NO.1陸間	小松島市和田島町東浜手	1.250 × 3.500	1	1	1	アルミ製	引戸
55	坂野地区海岸	NO.2陸間	小松島市和田島町東浜手	1.250 × 4.000	1	1	1	アルミ製	引戸
56	坂野地区海岸	NO.24陸間	小松島市和田島町東浜手	1.200 × 6.000	1	1	1	アルミ製	引戸
57	坂野地区海岸	NO.3陸間	小松島市和田島町東浜手	1.300 × 2.000	1	1	1	アルミ製	引戸
58	坂野地区海岸	NO.5陸間	小松島市和田島町東新開	0.800 × 4.000	1	1	1	アルミ製	引戸
59	坂野地区海岸	NO.6陸間	小松島市和田島町東新開	0.800 × 4.500	1	1	1	アルミ製	引戸
60	坂野地区海岸	NO.8陸間	小松島市和田島町東新開	1.100 × 4.000	1	1	1	アルミ製	引戸
61	坂野地区海岸	NO.9陸間	小松島市和田島町明神東	1.100 × 4.000	1	1	1	アルミ製	引戸
62	坂野地区海岸	NO.10陸間	小松島市和田島町明神東	1.100 × 2.000	1	1	1	アルミ製	引戸
63	坂野地区海岸	NO.11陸間	小松島市和田島町明神東	1.100 × 2.000	1	1	1	アルミ製	引戸
64	坂野地区海岸	NO.12陸間	小松島市和田島町明神東	1.100 × 3.500	1	1	1	アルミ製	引戸
65	坂野地区海岸	NO.13陸間	小松島市和田島町明神東	1.100 × 2.000	1	1	1	アルミ製	引戸
66	坂野地区海岸	NO.25陸間	小松島市和田島町明神東	1.200 × 6.000	1	1	1	アルミ製	引戸
67	坂野地区海岸	NO.14陸間	小松島市和田島町外開	1.100 × 2.000	1	1	1	アルミ製	引戸
68	坂野地区海岸	NO.34陸間	小松島市和田島町外開	1.100 × 3.500	1	1	1	アルミ製	引戸

(様式1)

令和 年 月 日

(発注者) 殿

受注者 住所
氏名

現場責任者届

業務名

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏 名 (生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

<直接的な雇用関係>

現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

河川工作物個票

No. ○○

水系名	水系	河川名	
施設名		管理者名	
許可年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
許可番号			
許可期間			
地先名	左岸		
	右岸		
施設管理区分	1. 河川管理施設 2. 許可工作物 3. 管理者不明		
設置年月日	昭和・平成・令和 年 月 日		
操作委託者	氏名		電話番号
	住所		
施設構造概要			
護岸	材質	コンクリート・ブロック・土羽・その他 ()	
樋門	門扉材質		
	戸当り材質		
	形状		
	型式	スライド・ローラー・その他 ()	
フラップゲート	ゲート材質		
	戸当り材質		
	形状		
巻き上げ機	方式	電動・手動・エンジン	
		ラック・スピンドル	
		発動発電器 (有・無)	
コンクリート構造物	材料	RC・無筋・ブロック・その他 ()	
	鉄筋径		
上屋	材質		
	構造		
安全施設	手摺り	有・無	
塗装 (㎡)			
対策工	内 容		修繕費 (千円)
扉体			
戸当り			
巻き上げ機			
護岸			
管理橋			
電気施設			
上屋			
照明			
塗装 (㎡)			
その他			

位置図

No. ○○

施設名	
水系名	水系
河川名	
位置	左岸／右岸

位置図

写真